

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成 8 年 7 月 1 日生駒市告示
第 93 号」を「平成 17 年 2 月 25 日生駒市告示第 34 号」に改め、同表に次の
ように加える。

生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区整備計画区域	都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 17 年 12 月 27 日生駒市告示第 253 号に定める大和都市計画生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------	---

別表第 2 生駒市白庭台地区整備計画区域の部センター地区の項中「センター地
区」を「沿道利用地区」に改め、同項の次に次のように加える。

集合住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅（法別表第2（い）項第3号に係るもの） 2 公民館、集会所その他これらに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するものの 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものの 5 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のものは都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 前各項の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5に掲げるものを除く。）	平成17年2月25日生駒市告示第34号に表示する区域に從事する、14メートル又は17.5メートルとする。
駅前センター地区	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 共同住宅 3 寄宿舎又は下宿 4 工場（別表第3（う）項に掲げるものを除く。） 5 マージャン屋、ばちゃんこ屋、	1メートル以上 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下

	で、かつ、床面積 の合計が 5 平方メ ートル以内である もの	
6 ホテル又は旅館	射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに 類するもの	
7 ポーリング場、スケート場、 スキーカー場、ゴルフ練習場及び バッティング練習場の用に供 する施設		
8 カラオケボックスその他こ れに類するもの		
9 劇場、映画館、演芸場又は 観覧場のうち客席の部分の床 面積の合計が 200 平方メー トル未満のもの		
10 自動車教習所		
11 床面積の合計が 15 平方メ ートルを超える畜舎（動物病 院の用に供するものを除く。）		
12 倉庫業を営む倉庫		
13 別表第 4 (あ)欄に定める数 量を超える危険物（同表に數 量の定めのない場合にあって は、その数量を問わないもの とし、地下貯蔵槽により貯蔵 される第 2 石油類、第 3 石油 類及び第 4 石油類並びに容 量の合計が 5 万リットル以下の 地下貯蔵槽により貯蔵される 第 1 石油類及びアルコール類 を除く。）の貯蔵又は処理に供 する建築物		
鉄道施設地区 A	次に掲げる建築物	
1 住宅（法別表第 2 (い)項第 1 号に係るもの）		
2 共同住宅		
3 寄宿舎又は下宿		
4 工場（別表第 3 (う)項に掲 げるものを除く。）		
5 マージャン屋、ばちゃんこ屋、		

射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券場その他これらに 類するもの		
6 ホテル又は旅館		
7 ポーリング場、スケート場、 スキーコース、ゴルフ練習場及び バッティング練習場の用に供 する施設		
8 カラオケボックスその他こ れに類するもの		
9 劇場、映画館、演芸場又は 観覧場のうち客席の部分の床 面積の合計が200平方メー トル未満のもの		
10 自動車教習所		
11 床面積の合計が15平方メ ートルを超える畜舎		
12 倉庫業を営む倉庫		
13 別表第4(あ)欄に定める数 量を超える危険物(同表に數 量の定めのない場合にあつて は、その数量を問わざるもの とし、地下貯蔵槽により貯蔵 される第2石油類、第3石油 類及び第4石油類並びに容量 の合計が5万リットル以下の 地下貯蔵槽により貯蔵される 第1石油類及びアルコール類 を除く。)の貯蔵又は処理に供 する建築物		
次に掲げる建築物以外の建築 物		
1 次に掲げる鉄道事業の用に 供するもの		
(1) 運転保安施設		
(2) 倉庫		
(3) 話所		
(4) その他鉄道事業の用に供 するもののうち、鉄道車庫、		
鉄道施設地区B		
①		

車両検査修繕施設及び変電所 施設を除き、周辺住環境に悪 影響を及ぼさないもの		
2 自動車庫 3 駐輪場	次に掲げる鉄道事業の用に供 する建築物以外の建築物 1 運転保安施設 2 倉庫 3 詰所	4 その他鉄道事業の用に供す るものうち、鉄道車庫、車 両検査修繕施設及び変電所施 設を除き、周辺住環境に悪影 響を及ぼさないもの
② 鉄道施設地区B		

別表第2に次のように加える。

生駒市学研 奈良登美ヶ 丘駅前地区 整備計画区	駅前商業・業務 地区A	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2(い)項第 1号に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗、診療 所、老人ホーム、保育所、その他の 体障害者福祉ホームその他 これらに類する用途を兼ねるもの (以下この項において「兼 用住宅」という。)。ただし、 他の用途（次項から第11項 までに掲げる用途を除く。）を 併用するもので、3階以上の 部分を住宅（法別表第2(い) 項第1号に係るもの）又は兼 用住宅の用に供するものを除 く。 3 法別表第2(い)項第3号に 係るもの（共同住宅を除く。） 4 自動車教習所 5 畜舎（ペットとして飼育す る大、猫等の小動物の畜舎で 床面積の合計が1.5平方メー トル以下のもの並びに動物病 院及びペットショップの用途 に供するものを除く。） 6 生駒市ラブホテル及びばち んこ屋等建築等規制条例（平 成4年3月生駒市条例第4号 ）に掲げるラブホテル 7 マージャン屋、ばちゃんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに 類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴 場、ヌードスタジオ、のぞき 劇場、ストリップ劇場、専ら 異性を同伴する客の休憩の用 に供する施設、専ら性的的好奇	1メートル以 上	鉄道高架の工作物、 内に設ける事務所、 店舗、倉庫その他の これらに類する施設	次の各号に掲げる区分 に応じ、第1号及び第3 号に掲げる場合にあつて は、それぞれ当該各号に 掲げる数値とし、第2号 に掲げる場合にあつては 同号に掲げる式によつ て算出される数値とす る。 (1) 豊地面積が500 平方メートル以上の 場合 10分の40 (2) 豊地面積が25 0平方メートル以上 500平方メートル未満 の場合 豊地面 積(単位は、平方メー トル)から250を 減じた数値に500 分の4を乗じ、当該 乗じて得た数値に1 0分の20を加えた 数値 (3) 豊地面積が250 平方メートル未満の 場合 10分の20

心をそそる写真その他の物品の販売をする店舗その他これらに類するもの	9 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。	10 倉庫業を営む倉庫 11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。 (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備 (2) 前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものの	次の各号に掲げる区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる数値とし、第2号に掲げる場合にあっては同号に掲げる数式によつて算出される数値とする。 (1) 訓地面積が500平方メートル以上の場合は10分の40 (2) 訓地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の場合 訓地面積
駅前商業・業務地区B	次に掲げる建築物 1 住宅(法別表第2(い)項第1号に係るもの) 2 住宅で事務所、店舗、診療所、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する用途を兼ねるもの(以下この項において「兼用住宅」という)。ただし、他の用途(次項から第11項までに掲げる用途を除く。)を併用するもので、3階以上の部分を住宅(法別表第2(い)項第1号に係るもの)又は兼用住宅の用に供するものを除く。	3 法別表第2(い)項第3号に	

係るもの（寄宿舎及び共同住宅を除く。）	
4 自動車教習所	
5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が 15 平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）	(単位は、平方メートル) から 250 を減じた数値に 500 分の 4 を乗じ、当該乗じて得た数値に 10 分の 20 を加えた数値
6 生駒市ラブホテル及びばらんこ屋等建築等規制条例に掲げるラブホテル	(3) 敷地面積が 250 平方メートル未満の場合 10 分の 20
7 マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他のこれらに類するもの	
8 個室付浴場業に係る公衆浴場、エドスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的な好奇心をそそぐ写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
9 工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。	
10 倉庫業を営む倉庫	
11 別表第 4 (あ)欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。	
	(1) ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナ

沿道サービス地区	<p>ーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(2) 前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するもの</p> <p>次に掲げる建築物</p> <p>1 法別表第2(い)項第3号に係るもの(共同住宅を除く。)</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの及び病院及びペットショップの用途に供するものを除く。)</p> <p>4 生駒市ラブホテル及びばらんこ屋等建築等規制条例に掲げるラブホテル</p>	

別表第3(い)項第7号中「(昭和29年法律第51号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。